

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガイアナ	ニュー・アムステルダム病院再 建計画のための贈与に関する日 本国政府とガイアナ協同共和国 政府との間の交換公文	ニュー・アムステルダム病院再建計画を実施するた めに必要な 1. ニュー・アムステルダム病院の建設に必要な生産物 及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 ニュー・アムステルダム病院再建計画を実施するため に必要な 1. 病院施設を再建するために必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 施設の運営指導に必要な役務の供与	703,000千円 H15.3.31まで	H14.8.20 ジョージ タウンで (同日)	日本側 伊藤昌輝在ガイア ナ大使 クレメント・ ガイアナ側 クレメント・ J・ローヒー外国貿易・ 国際協力大臣	H15.7.2 212号
ガイアナ	ニュー・アムステルダム病院再建 計画のための贈与に関する日本 国政府とガイアナ協同共和国政 府との間の交換公文		750,000千円 H16.3.31まで	H15.7.15 ジョージ タウンで (同日)	日本側 伊藤昌輝在ガイア ナ大使 クレメント・ ガイアナ側 クレメント・ J・ローヒー外国貿易・ 国際協力大臣	H16.6.16 282号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ガイアナとの無償資金協力取極一覧